

社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 前条に規定する報酬の額は、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第3条 役員が、その職務ため、理事会及び監査に出席した時は、別表2により費用を弁償する。

2 第1条に規定する費用弁償は職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空費、車賃及び食卓料とする。

3 前項に規定する旅費の額は、本会旅費規定に定める額とする。

(支給方法)

第4条 報酬は、勤務形態に即し当該年度分を年度末に支給するものとする。ただし、年度途中において退任される場合にはその都度支給する額とする。

附則

平成16年3月26日制定 平成16年4月1日から施行する。

平成28年12月26日制定 平成29年4月1日施行する。

別表1

区 分	月 額
会長	10,000円
副会長	5,000円

別表2

区 分	日 額
理事・監事	1,000円